

# 八重山歴史研究会報

歴史研究云々 再始動！

諸事情により、しばらく毎月の例会を休止していましたが、二〇一〇年一月の例会から復活です。

○九年末にもった話し合いの結果、新会長に石垣久雄、副会長に川平永光両氏が決まり、前会長の崎山直氏は顧問となりました。まずは活動を安定させることを目的とし、初心に戻って『北木山風水記』（石垣市史叢書一六）の読み合わせを始めました。また、例会の曜日が土曜日から月曜日に変更になっていきます。八重山歴史研究会発足から三十二年目の今年、新たな活動を始める第一歩として、会員各位の積極的な例会への参加と協力をお願いいたします。

なお、新しい役員体制は次のとおりです。

顧問 崎山 直

会長 石垣 久雄

副会長 川平 永光

事務局・会計 島袋 綾野

第 58 号

編集・発行 八重山歴史研究会  
発行日 二〇一〇年二月二二日  
事務局・会計 島袋（八重山博物館 〇八二一四七二二）  
題字 玻名城泰雄氏

幹事 石垣 英和

宇江城 正晴

登野原 武

宮里 英伸

活動三〇周年

記念心云誌（仮称）について

一 昨年 of 末から計画が進められていた会誌の出版については、ここに来て、ある程度作業が見えてきました。

現在、提出された原稿や「ぜひ載せた方がよい」というリクエストのあった過去の活動内容等を、会誌の書式で編集する作業に入っており、早ければ三月内での発刊にこぎつけそうです。

これから、さらに会員相互の知恵を出し合って、タイトルやその他流通方法などを検討していきます。最後まで気を抜かず、発刊しましょう！なお、今回は第一号となりますが、

第二号、第三号と続けていくことが望まれます。ひとりひとつと言わずいくつでも、投稿していただきたいと思えます。原稿は、事務局・会計までお届け下さい。

一〇年二月の例会では、会誌について次のことを検討する予定です。

一、目次等の確認

二、会誌の名称

三、会誌の価格

四、会誌の配布・販売方法

## 新しい△云則について

○九年末の話し合いでは、活動の再開とともに、会則についても話し合いました。改正の理由としては、近年、こういった諸活動にともなう預金等についても厳しくなり、預金内容について会則の有無も含めた銀行からの調査が入ることや、実際の事業・活動と発足時に作られた「八重山歴史研究会規約」の内容とが、そぐわなくなってきたことなどがあげられます。会則では役員として顧問を設けることや、会費を年会費制にすることなどが新たに設けられました。

## 八重山歴史研究会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、『八重山歴史研究会』という。

(目的)

第2条 本会は、八重山の歴史、文化ならびにそれに関連する諸学問に関して総合的に研究し、併せて資料の収集保存を図ると共に、会員相互の研究連絡に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究成果発表会および勉強会（例会という）
- (2) 会報の刊行
- (3) 広報活動
- (4) その他、必要な事業

(事務所)

第4条 本会は、事務所を会長宅に置く。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(会則改正)

第6条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により、改めることができる。

(規定)

第7条 この会則の実行に必要な規定は、幹事会の議

を経て別に定める。

## 第2章 会 員

(会 員)

第8条 本会は次に定める会員からなる。

(1) 本会の目的に賛同する個人

(会員の特典)

第9条 会員となり例会に参加した者は、次の特典を有する。

(1) 会誌の配布を受けること

(2) 研究発表会において、研究成果を発表すること

(3) 会誌へ論文などを投稿すること

(4) 総会に出席し、表決権を行使すること

(5) 総会または幹事会に対して議論すべき事項を提案すること

(入 会)

第10条 会員になろうとするものは、幹事への連絡等をもって承認の上、参加することができる。

(退 会)

第11条 退会しようとする会員は、会長に申し出ること。

(除 名)

第12条 本会の会員として著しく不適切な行為のあったと判断されたものは、幹事会の議を経て、会長はこれを除名することができる。

## 第3章 役 員

(役 員)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 一名

(2) 副会長 一名

(3) 事務局 一名

2 本会に顧問及び幹事若干名を置くことができる。

第14条 会長は会員の中から総会で選出する。

2 副会長および事務局は会員の中から総会で承認される。

第15条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在時には会長を代行する。

3 事務局は書記・会計を兼任し、会長の指示により、会の運営上必要な業務を担当する。

4 顧問は歴代会長経験者等から、総会で承認される。

5 幹事は総会で承認される。

第4章 総会および幹事会

(総会の招集)

第16条 総会は年1回、会長が招集する。

(総会の決議事項)

第17条 総会では次のことを行う。

- (1) 次期会長の選出
- (2) 次期副会長及び事務局の承認
- (3) 会の事業に関する提案、報告と、その承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他

(幹事会)

第18条 幹事会は会長が招集し年々回以上行う。議長は会長が行う。その他幹事からの提案で、臨時に開くことができる。幹事会は幹事の3分の2以上の参加をもって成立し、決定は出席者の過半数をもって行う。

## 第5章 会計

(資産)

第19条 本会の事業は会費、寄付金、事業に伴う収入および雑収入によつて行う。

2 会費は年会費とし、二〇〇〇円とする。

3 その他、事業に必要な場合には幹事会の承認をもつて、臨時に徴することができる。

(事業計画・予算案)

第20条 本会の事業計画およびこれに伴う予算は、幹事会の議を経て作成し、総会の議決にもとづき執行する。

(事業計画・収支決算の監査)

第21条 本会の事業報告および収支決算は、会長および財政委員長がこれを作成し、監査役の監査を経て幹事会および総会において承認を受けなければならない。

## 附則

1. この会則は、本研究会設立の一九七九年六月二十六日より施行する。

2. この会則は、二〇〇九年十二月二十日に全面改正した。

## 【参考】八重山歴史研究会規約

### 八重山歴史研究会規約

一 (会名) 八重山歴史研究会とする。

二 (目的) 八重山の歴史を研究し地域の学術振興と地域社会の発展につとめる。

三 (活動) 会の目的に従い次の諸活動とを行う。

- ① 毎二回の例会をもつ。
- ② 研究に関する紹介文獻、講義等。
- ③ 資料収集等の調査活動。
- ④ 講師の招請(必要に於て)。
- ⑤ 研究会誌の発行。
- ⑥ その他

四 (組織) 会長、事務局(幹事若干人)、会計、会計監査役をおく。

五 (会費) 会の目的に賛同する者とする。

六 (会費) 毎月五百円とし、会費は、通信事務費等にあつては、

附則

この規約は一九七九年六月二十日より施行する。